

佐賀県訓令甲第1号

本 庁
現 地 機 関

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和元年5月7日

佐賀県知事 山 口 祥 義

(佐賀県文書規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、調整監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長(調整監を除く。)専決事項については「丁」、室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p>	<p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、調整監専決事項、<u>さがデザイン総括監専決事項</u>、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長(調整監を除く。)専決事項については「丁」、室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p>

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第2条 佐賀県本庁決裁等規程(平成28年佐賀県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p>

改正前			改正後		
<p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>4～7 略 (部長等の代決者等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～7 略</p> <p><u>8～10</u> 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p>			<p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) さがデザイン総括監</u></p> <p><u>(9)～(11) 略</u></p> <p>4～7 略 (部長等の代決者等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～7 略</p> <p><u>8 さがデザイン総括監が専決することができる事務について、さがデザイン総括監が不在のときは、政策課長がその事務を代決することができる。</u></p> <p><u>9～11</u> 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p>		
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、企業立地総括監、課長、推進監及び出納局長	略	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、 <u>さがデザイン総括監</u> 、企業立地総括監、課長、推進監及び出納局長	略
	略			略	

改正前			改正後		
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、企業立地総括監、課長、推進監及び出納局長	略	年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、 <u>さがデザイン</u> 総括監、企業立地総括監、課長、推進監及び出納局長	略
	略			略	
週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、企業立地総括監、課長、推進監及び出納局長	略	週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、 <u>さがデザイン</u> 総括監、企業立地総括監、課長、推進監及び出納局長	略
	略			略	
略			略		
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、企業立地総括監、課長、推進監及び出納局長	略	休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、 <u>さがデザイン</u> 総括監、企業立地総括監、課長、推進監及び出納局長	略
	略			略	

改正前			改正後		
宿日直勤務 の命令に関 する事務	会計管理者、部長、情報 統括監、医療統括監、局 長、理事、副部長、副局 長、政策総括監、調整監、 企業立地総括監、課長、 推進監及び出納局長	略	宿日直勤務 の命令に関 する事務	会計管理者、部長、情報 統括監、医療統括監、局 長、理事、副部長、副局 長、政策総括監、調整監、 さがデザイン総括監、企 業立地総括監、課長、推 進監及び出納局長	略
	略			略	

附 則

この訓令は、令和元年5月8日から施行する。